

令和7年度 指名停止業者（令和8年1月22日公表）

指名停止の期間	商号又は名称	主たる営業所の所在地	措置要件	指名停止の理由
令和8年1月22日から 令和8年6月5日まで	ジェイアール東海コンサルタンツ(株)	名古屋市	別表第2-2-イ - (3)	特定跨線橋点検等業務の取引分野において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会から違反の認定を受けたことによる。
令和8年1月22日から 令和8年6月5日まで	大日コンサルタント(株) 西日本支社	大阪市	別表第2-2-イ - (3)	特定跨線橋点検等業務の取引分野において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会から違反の認定を受けたことによる。
令和8年1月22日から 令和8年6月5日まで	(株)トーニチコンサルタント 西日本支社	大阪市	別表第2-2-イ - (3)	特定跨線橋点検等業務の取引分野において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会から違反の認定を受けたことによる。